

静岡県および御前崎市による津波対策工事ほか追加工事の 点検および確認について(第 65 回)

2017 年 2 月 23 日

本日(2月23日)、当社が実施している津波対策工事ほか追加工事(注1)について、御前崎市の立ち会いの下、静岡県による点検を受けましたので、お知らせします。

本日の点検において、水密扉の追設・補強工事、連絡通路への水密扉の設置工事、溢水経路の形成工事(注2)、共用施設(注3)の溢水対策工事について点検を受けました。

静岡県から、「水密扉の追設・補強工事、連絡通路への水密扉の設置工事、溢水経路の形成工事、共用施設の溢水対策工事について、中部電力の計画どおりに進んでいることを確認した。様々な箇所でも内部溢水対策が実施されており、日ごろからのメンテナンスをしっかりとおこなってほしい。」との講評をいただきました。

御前崎市から、「水密扉の追設・補強工事、連絡通路への水密扉の設置工事、溢水経路の形成工事、共用施設の溢水対策工事について、中部電力の計画どおり進んでいることを確認した。市民のみなさまに安全、安心を届けられるよう工事をしっかりとおこなってほしい。」との講評をいただきました。

また、静岡県から、「次回の点検は、3月29日に実施予定である。」旨の連絡がありました。



溢水経路の形成工事
点検の様子

- 注1 自主的に取り組んできた重大事故対策や、2013年7月に施行された原子力規制委員会の新規規制基準を踏まえ追加した対策工事などのことです。
- 注2 溢水経路の形成工事とは、原子炉を安全に停止するために必要な設備の機能が維持されるよう、原子炉施設内部で溢水事象が発生した際に、溢れた水を貯留区画にまで導く経路を形成する工事です。
- 注3 本工事における共用施設とは、3号機と4号機で共用している施設(サービス建屋、復水タンクエリア)です。

(これまでにお知らせした内容は、[こちら](#)でご覧いただけます)

以上